

鳥取県告示第325号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

硫酸ピッチ不適正保管に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

課長 森本 智史

課長補佐 河村 勝幸

主事 田中 大志

3 委任期間

平成24年4月27日から平成25年3月31日まで